

指定居宅介護支援事業所花笑み 利用料金表

(1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、下記のとおりです。ただし、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から利用料の全額が給付されますので**介護保険料の自己負担はありません。**

(2) 解約料はありません。いつでも解約ができます。

(3) 通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費（公共交通料金や高速道路料金等）を徴収させていただきます。

・通常の事業実施地域

山形市、天童市、上山市、寒河江市、東根市、河北町、大石田町、村山市、尾花沢市、新庄市、舟形町、中山町、山辺町、鮭川村、朝日町、大江町、南陽市、米沢市、戸沢村

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収させていただきます。

ア 通常の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満・・・1,000 円

イ 通常の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上・・・1,500 円

(4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。